≪障害児福祉手当の障害要件≫

【対象者】
特別児童扶養手当等に関する法律施行令【別表１】に定める障害を有する２０歳未満の児童。
（※【 別 表 １ 】　①～⑩　の障害のいずれか1つを有する児童。　）

【　別　表　１　】
①　両眼の視力の和が０．０２以下のもの。
②　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの。
③　両上肢の機能に著しい障害を有するもの。
④　両上肢のすべての指を欠くもの。
⑤　両下肢の用を全く廃したもの。
⑥　両大腿を２分の１以上失ったもの。
⑦　体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有しているもの。
⑧　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる程度のもの。（心臓機能障害など）
⑨　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの。 （知的障害は、おおむねＩＱ２０以下）
⑩　身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その病状が前各号と同程度以上と認められる程度のもの。（知的障害は、おおむねＩＱ３５以下）

上記は身体障害者手帳１・２級　療育手帳A・B1とこれらと同程度の精神障害。

【補足説明】
⑧長期にわたる安静を必要とする病状
　シモンズ・シーハン症候群・アジソン病・重度の糖尿病・慢性すいえん・重度筋無力症など３ヶ月以上安静を要するもの。

⑩病状又は精神の障害が重複する場合
　知的障害ＩＱ３５以下（３度）又は両眼・両耳・要介助の肢体不自由又は多発性関節リュウマチ 等の病気の重複。